

2026 年 5 月 1 日

各 位

会 社 名 テクロ株式会社
(コード番号 306A Fukuoka PRO Market)
代表者名 代表取締役 天野 央登
問合せ先 経理部部长 平井 裕
T E L (050)-5435-6253
U R L <https://techro.co.jp>

臨時株主総会開催場所及び付議議案の決定に関するお知らせ

当社は、2026 年 4 月 22 日付、「臨時株主総会招集のための基準日設定および Fukuoka PRO Market における当社株式の上場廃止申請に関するお知らせ」において、2026 年 5 月 7 日を基準日と定め、臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催する旨をお知らせしておりましたが、本日開催の取締役会において、本臨時株主総会の開催場所及び付議議案に関して、下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会の開催日時、開催場所について
 - (1) 開催日時 2026 年 5 月 29 日 (金) 午後 4 時 45 分
 - (2) 開催場所 福岡県 福岡市中央区 渡辺通 5-25-15 地産ビル天神 807 号
2. 付議議案について
 - 第 1 号議案 上場廃止申請の件
 - 第 2 号議案 定款一部変更の件
3. 付議議案の概要
 - (1) 第 1 号議案 上場廃止申請の件

詳細につきましては、2026 年 4 月 22 日付「臨時株主総会招集のための基準日設定および Fukuoka PRO Market における当社株式の上場廃止申請に関するお知らせ」を参照ください。

なお、上場廃止申請を行うにあたりましては、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 128 条により、株主総会の特別決議を経ることとなっているため、本臨時株主総会にて上場廃止申請の件を付議いたします。

(2) 第2号議案 定款一部変更の件

第1号議案「上場廃止申請の件」の承認可決を条件に、2026年6月26日を効力発生として、株式の譲渡制限の設定、電子提供措置等の廃止等、所要の変更を行うものがあります。

また、2026年7月31日を効力発生として株主名簿管理人に関する規定を削除するものであります。

(下線部が変更箇所)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| 第1条～第6条 (条文省略) | 第1条～第6条 (現行どおり) |
| <u>(自己の株式の取得)</u> | (削除) |
| 第7条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u> | (株式の譲渡制限) |
| (新設) | 第7条 <u>当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。</u> |
| (新設) | (相続人等に対する株式の売渡請求) |
| | 第8条 <u>当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。</u> |
| 第8条～第9条 (条文省略) | 第9条～第10条 (現行どおり) |
| <u>(株主名簿管理人)</u> | (削除) |
| 第10条 <u>当社は、株主名簿管理人を置く。</u> | |
| <u>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所</u> | |
| <u>は、取締役会の決議によって定め</u> | |

| | |
|---|---|
| <p><u>る。</u></p> <p><u>3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p> <p>第 11 条～第 14 条 (条文省略)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第 16 条～第 36 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> | <p>第 11 条～第 14 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第 15 条～第 35 条 (現行どおり)</p> <p>附則 <u>本定款の変更は、2026 年 5 月 29 日開催予定の臨時株主総会に付議される「上場廃止申請の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、2026 年 6 月 26 日に効力を生じる。ただし、株主名簿管理人の廃止については、2026 年 7 月 31 日に効力を生じる。なお、本附則は、効力発生後にこれを削除する。</u></p> |
|---|---|